

## 令和4年第11回教育委員会定例会 会議録

1 開催日時 令和4年11月16日（水）午後1時35分～午後4時15分

2 開催場所 第3委員会室

3 出席者

【教育長】 水田 博和

【委員】 竹田 卓弘

【委員】 大野 みどり

【委員】 浅井 敦臣

【委員】 向 文緒

【事務局】 教育部長

西野 正康

文化スポーツ部長

上田 敦

教育総務課長補佐

田之上 愛子

同 担当主査

加藤 恵子

学校教育課長

大城 達也

同 主幹

村上 洋

同 課長補佐

山口 千夏

学校給食課長

加藤 純也

文化財課長

村松 一秀

野外教育センター所長

木全 敦彦

同 主幹

生倉 勉

文化・生涯学習課長

田中 芳樹

スポーツ課長

金田 浩

図書館長

田中 裕子

食育推進給食会企画経営課長

長江 泰典

4 議 題

(1) 学校・園におけるマスク着用が任意であることの周知活動の実施についての  
請願書

(2) 学校・園におけるマスク着用喚起掲示物の撤去（実質的な強要の禁止）につい  
ての請願書

(3) 学校給食の黙食の撤廃を求める請願書

- (4) マスク差別反対の貼り紙作成の請願書
- (5) 令和4年度全国学力・学習状況調査における春日井市全体の結果について
- (6) 令和5年度教職員定期人事異動方針について
- (7) 春日井市立中学校標準服（ブレザータイプ）製造申請の認定について
- (8) 春日井市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則及び春日井市青年の家  
条例施行規則の一部を改正する規則について
- (9) 教職員等の処分について
- (10) 議案に対する意見について
- (11) 教育委員会事務局人事異動について

## 5 議事概要

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育長           | 本日の傍聴者は10名です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 教育長           | 春日井市教育委員会会議規則第6条第2項の規定により、会議録署名人は、竹田委員を指定。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 教育長<br>(報告事項) | <p>第10回教育委員会定例会以降の近況について報告します。</p> <p>10月28、29日に第48回全日本教育工学研究協議会全国大会が行われ、全国各地より1,600人ほどの参加者がありました。1日目の午前中は、市内6校で57の公開授業が行われました。2日目の研究発表では、市内の多くの教師が発表し、質疑に参加しました。また、トークセッション「若手が語り合う、GIGAスクール環境の日常的な活用で実現する令和の学び」では、公開校6校から参加した教師による発表は、各々の取り組みが具体的で、参加者に大変好評でした。2日間を通し、春日井市の取り組みを大会参加者に知っていただく良い機会となりました。3年ぶりに対面での開催となった本大会は、盛況のうちに終えることができました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症についてです。10月前半の第7波の収束から、11月に入り再び増加傾向にあります。第8波に入ったとも言われています。児童生徒の感染が増え、10月18日以降4校5学級でそれぞれ2日間の学級閉鎖を行いました。11月1日、県は教育活動の実施等に関するガイドラインを出しました、その中で学校給食について、「座席は向かい合わせにならないように配慮する。食事中は大声での会話は控えるよう指導する。」など改訂すると発表しました。基本的な感染対策はこれまでと同様に行いつつ、児童生徒に</p> |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>とって学校生活の充実を上げていくことをねらいとしています。集団生活を送る学校として、新型コロナウイルス感染症と季節性のインフルエンザの同時流行も見据えた感染対策に十分注意していかなければなりません。</p> <p>11月7日から始まった小学校の修学旅行は、今日現在26校が実施し、19日までに10班に分かれて実施予定です。</p> <p>小学校の野外学習は37校中36校が実施し、今月中に残り1校が実施予定です。</p>                                                                                                                           |
| 教育長 | <p>議題(1)、(2)、(3)、(4)について、請願者の希望により審議の順序を議題(1)、(4)、(2)、(3)の順に行うことを決定。</p> <p>「議題(9) 教職員等の処分について」「議題(11) 教育委員会事務局人事異動について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きを適用して非公開とすること及び審議の順序を入れ替えることを提案。</p>                                                                                                                                                   |
| 教育長 | <p>議題(9)、(11)について、採決の結果、全員一致で「非公開」、及び、審議の順序を参考資料説明後にすることを決定。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 教育長 | <p>1 議題</p> <p>(1) 学校・園におけるマスク着用が任意であることの周知活動の実施についての請願書</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 請願者 | <p>マスクを着用する生活が始まり、もう3年になろうとしている。</p> <p>子どもたちが長く時間を過ごす学校や園では、相変わらず「マスクをしましょう」と言われ続けている。</p> <p>9月1日に、春日井市教育委員会から学校経由で「2学期からの教育活動について（お知らせ）」をいただいた。</p> <p>その中には、「学校では、感染者や濃厚接触者がいじめの被害者にならないよう指導をしています。また、マスクについては、様々な事情で着用すること、あるいは外すことができない児童生徒がいることも指導しています。ご家庭でも『偏見』や『差別』が生じないようお話してください」と書かれていた。</p> <p>しかし、現状は子ども同士でマスクをしていない子に対し注意や、</p> |

先生からも「マスクをしましょう」と言われ続けており、状況は変わっていない。

マスクの着用は任意であり、決して強要してはいけないものである。厚生労働省の「マスクの着用に関するリーフレットについて（周知）」の文書に、「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないよう」と明記している。しかし、実質的にはマスクの着用を強制されているような状況にある。

子どもにとって先生は怖い存在である。今ここにいる方々は大人の方ばかりだが、小学生だった頃を思い返してみしてほしい。職員室に行くだけで緊張して涙が出てしまう子もいる。子どもから見て、そんな怖い存在の先生に「マスクをしましょう」と3年も言われ続けて、苦しい時に自分の意思で外せるだろうか。「何か言われるくらいなら苦しくても、頭が痛くても我慢しよう」「怒られたくない。ルールだからきちんと守らなきゃ」「苦しくても頑張ろう」子ども同士での「マスクちゃんとして」もそうです。「仲間外れにされて辛い思いをするくらいなら我慢しよう」マスクが辛い子は学校・園では言えなくてもこんな思いをしている。実質的に強要している状況にある。

今一度、学校の教職員、子ども、保護者宛にマスク着用が任意であること、本人の意思に反して強要されることのないよう強く周知していただけないか。

子どもたちの心と体が心配でならない。マスクの着用による体への害、二酸化炭素過多からの脳への影響。苦しくて口呼吸になることでの口腔への影響。そもそもマスクは暖かく、湿度も高く、ばい菌が増える温床ではないか。成長期の子どもは、大人よりも強く害を受けているのでは。先々で影響が出てきたところで原因は追いつけないと思われる。

そして心の影響。子ども同士での分断を生み、いじめの温床となっている。自分の意見を主張できる強い子ばかりではない。

学校・園からの「マスクをしましょう」の案内、先生からの「マスクをしましょう」、子ども同士での「マスクちゃんとして」という言葉は、実質的な強要だということを皆様に認識していただき、今後はこの強要行為をなくすために、マスクの着用は任意であるということの周知を繰り返し実施していただきたい。

様々な子どもがいて、子ども同士が認め合い、先生は子どもが安心して学習できる場を作る、学校や園が健全な心を育む場であってほし

いと強く願う。

向委員

請願にある通り、お互いの価値観を認め尊重することはとても大切である。学校においてはそのように指導するということかと思う。

マスクについては、様々な意見があるのが事実である。第8波が始まったとも言われ医療や介護の現場では益々緊張感が高まっている。

コロナ以前からこの国にはインフルエンザ予防のために手洗いやマスクを励行している価値観の人もいる。一方でマスクの着用への危険性を感じる方がいるのも事実のため、学校においては両方の意見があるということを示し、それぞれの意見を尊重してお互い妥協できるところを見つけてやっていくことを教育するしかないのではと考える。

どちらか一方の立場に立ち、どちらかおかしいという発言が子どもから出るとすれば、それは個別的に指導するということかと思う。

2学期の開始にあたり、そういった差別がないようお知らせしたことを評価していただいているのでこれは引き続き行っていきたい。

竹田委員

マスクの様々な考え方が出てきている中で、学校や園においてマスク着用が任意ということを広めるとのことだが、基本的にそういったものは通知があり、各教諭、関係者の方からそういった話は生徒児童へなされていると思う。

そこでまだ子どもがマスクを外せないということが、もし仮に問題であるとすれば、それについては、社会全体がマスクは任意だと言われつつも、大人はみんなマスクをしている。そういった社会情勢、子どもたちの手本である大人全員がマスクをしている状況が一番影響あるのではないかと考えている。

それから教育委員会から通知をすることによって、教員からさらに何かを物申すということよりは、社会状況を変えるということが一番効果的ではないかと考えている。

今、第8波というようなこともあり、それと並行してワクチンや、経口治療薬が開発されていく中で、早期のコロナ終息宣言が出されることしかこの問題については解決しないのではないかと考える。

教育長

採決の結果、挙手少数で「不採択」に決定。

教育長

(4) マスク差別反対の貼り紙作成の請願書

請願者

マスク生活が始まり早3年。子どもたちは、テレビ、親族、学校、お店とありとあらゆるところからマスクをつけなければならないというアナウンスを浴び続けている。マスクをつけることが当たり前、マスクをつけている子が良い子、つけていない子はルールを守れない悪い子のようなイメージが刷り込まれてしまっている。大人でもこういったイメージを持っている方は多いのではないかな。

ある小学校の話で、小学校2年生の最後にお友達の良いところというテーマでメッセージを書き合った。マスクをたまにしかつけない男の子のもとにはこんなメッセージが届いた。「〇〇君は、ポケモンの絵が上手いね。でも、マスクをしてね。〇〇より」、「たまにマスクをして偉いね。〇〇より」、「3年生になっても、マスクしてね、見ているからね」とメッセージの横には双眼鏡の絵が描かれたもの、男の子がもらったものはマスクをつけろというものばかり。これを目にした母親は涙が止まらず、これを見たお子さんも自分に良いところはないのかと傷ついていたそうだ。

これはほんの氷山の一角で、学校現場では子ども同士の同調圧力が深刻な状況になっており、全国でマスクの自由化を求める声が広がっているのはこういった問題が浮き彫りになってきているからだと思われる。実際、私の子どもは小学校低学年だが、トイレで上級生と会った時に「鼻までマスクしようね」と注意され、決して強い言い方ではないにも関わらず、注意されたと悲しそうな顔で訴えかけてきた。

私の子どもは不整脈があり、息苦しく感じやすいのだが、まだ低学年のため自分で説明することもできず、注意されるのも嫌で、苦しくてもマスクをし続けている。

あまり周知されていないがそもそもメリットが少なく、デメリットが多いマスク。海外ではほとんどの国が撤廃したマスク。

つけるかつかないか、どちらの意見もあって良い。子どもにも選ぶ自由がある。

しかし、今行き渡っている情報だけではマスクをしないという選択をすることすら難しい。人の目ばかり気にする大人たちが作ってしまった今の環境を変えなければ、様々な理由でマスクをつけられない子どもたちは、安心して過ごしていくことが出来ないのである。

その環境を変える一歩として「マスク差別反対」という標語やイラ

ストを用いた視覚的に訴える張り紙、リーフレットの作成、活用を要望する。

厚生労働省からマスクの着用を無理強いすることがないようにと何度も通達が出ているが、子どもたちや現場の先生、市民の目に入らなければ何も変わらない。この一文も含めて作成していただきたい。

私の子どもが通っている春日井市内の幼稚園では、今も文部科学省の通達を無視し、園独自の判断で子どものマスクを半ば強制し、先生は園児である私の子どもに「あれ、マスクをしていないかっこ悪い子がいるな」と声をかけることも実際起こっている。

張り紙、リーフレットの内容はマスク差別を反対するもの以外にも、マスクは任意で自由だということ、お友達のことを尊重しよう等、差別を回避できる内容のものであれば何でも構わない。

新潟市では「ストップマスク差別」というチラシを作り、市のホームページにも掲載している。請願書にも添付してあるので参考としてご覧いただきたい。

最後に、子どもたちは優しさ、子どもなりの責任感、また大人に怒られるかもしれないという恐怖から、大人の言うことを受け入れマスクをつけ続けている。しかし、本当はマスクが苦しい、外したいという小さな声を大人が塞いでしまっているように思えて仕方がない。

子どもたちが当たり前新鮮な空気を吸う権利をここにいる大人たちで守ってもらえないか。

差別のないすべての子どもが安心して暮らせる春日井市を作るためにも、請願書の採択を心からお願いし陳述とする。

浅井委員

マスク差別反対の貼り紙を作成することは、基本的には良いと考えている。今の請願の中身を聞き、差別というのはマスクだけではないが、子どもに伝えるということを考えると、貼り紙を作成することは良いと考える。

逆に、マスクを元々は強要だったかもしれないが、「マスクをしないといけないよね」という考え方を持っている子どものことを考えると、様々な意見があるので、様々な子どもがいるということを加味した上で貼り紙の作成、そして学校、保育園、公共施設に配布することは良いのではないかと考える。

貼り紙をどういった形で使うのか、どこに掲示するのか、周知していくのかは各学校等に委ねることが前提であれば、認めてもいいので

はないかと考える。

向委員

マイノリティへの差別をしてはいけないということを子どもたちに対し、しっかり教育しなければいけないということかと思っている。それについてはぜひやっていかなければならない。

新潟市のマスク差別反対の貼り紙を見て少し心配しているのが、マスクをしないことの方が良いことだと勘違いしてしまう子がいるのではないかと。マスクはやはりメリットもデメリットもあって必要な場面ではマスクはしないといけない、出来る限りした方が良いというのも事実である。

先程の請願の際も申し上げたが、片方の主張が尊重されるような、一方だけが目立つという掲示物は少し心配である。逆にマスクをしている人への差別が生まれるのではないかと。そういった対立を煽るようなものは避けるべきである。純粋に、マイノリティに対しての差別がいけないという周知をするような掲示物であってその一例として、マスクが出来ない人も、マスクをしなければいけない人も。両者をきちっと説明できるような掲示物であれば良いのではないかと考える。

大野委員

新潟市のポスターについて、インターネットでも見たがこちらの請願書にある通り、インパクトのある貼り紙であり、まさにそうだなと思っている。

様々なデザインの変更は出来ると思うが、マスク差別、例えば図柄を子どもたちが見ると、マスクをつけることがいけないことなのかと捉えられがちではないか。マスク差別ということが子どもたちに貼り紙をすることによってしっかり伝われば良いが、インパクトが強い故にマスクが怖いというイメージを受け取ってしまわないかと心配である。そうなれば逆効果である。マスク差別として特化した貼り紙は慎重にすべきであり、逆効果が表れてしまうことを懸念している。

何度も学校では繰り返し指導していると聞いている、政府の状況も緩和する方向になってきている。

様々な配慮が必要だとも言われているので、それを子どもたちに伝えていきながら行っていくのが良いと思っている。

インパクトのある貼り紙や差別に特化した貼り紙は逆効果が生まれる気がして心配である。

竹田委員

マイノリティに対する差別、マスク着用の問題を除いても様々な。差別自体はあってはならない。当然マスクをしないことについての差別もあってはならないと考えている。

しかし、こういったインパクトのあるポスターやチラシを作成することは、そもそもマスク差別というのが存在しており、さらにマスクをしていない人は差別を受けているということを見る人は受け取ると思う。そうすると何らかの理由でマスクをつけていない人にとって、自分は差別を受ける側の人間だ、というような印象を与える。

私としては、マスクをしなくても堂々と学校生活を送っていくことが大事だと思うので、自分たちは差別の被害者であるというような認識をそもそも与えるということが、どうかなと考える。

マスク差別、マイノリティに対する差別に関しては、いわゆるこういったインパクトのある掲示物ではなくて、学校の先生からの説明や、そういったところで浸透させていくべきだろうと考える。

教育長

採決の結果、挙手少数で「不採択」に決定。

教育長

(2) 学校・園におけるマスク着用喚起掲示物の撤去（実質的な強要の禁止）についての請願書

請願者

子どもたちが長く時間を過ごす学校や園で、マスク着用を実質的に強要されている状況については、前2つの陳述の中で十分にご理解いただけたかと思う。

現在の「マスクをしましょう」といった掲示物が校内、園内のあちこちに掲示されていることと思うが、これは間接的な強要ではないか。こういったものを目にするだけで、苦しくてもマスクを外せない、我慢してしまう気持ちにさせるとともに、マスクを人にさせたい側の気持ちを助長している。

特に子どもは良くも悪くも素直に受け入れてしまう。「ああ苦しくても我慢しないとイケないんだ」「苦しくなってしまう私がおかしいんだ」これは大変危険なことだと思う。体が新鮮な空気を必要としているのにマスクをし続けてしまう。

何か起こってからでは遅い。

3年もの間、マスクを強要され続けていればマスクを外すことは簡

単なことではない。大人でもなかなか勇気がいる。子どもであれば、なおさらではないか。

学校や園の外ではマスク着用を喚起する掲示物は、一時期より減ってきている印象である。それにも関わらず、学校や園は変わっていない。子どもが家庭の外で、一番長く過ごす場所である学校や園が、苦しい場であることは望ましいことではないはず。心身ともに健康的に過ごし、学ぶこともできる環境づくりとして、マスク着用喚起の掲示物を撤去することを、学校や園に徹底していただきたく教育委員会から指導いただきたい。

浅井委員

マスクに関する掲示物の調査ということで資料がある。  
市内小中学校53校に、校内にマスクを呼びかけるポスターが掲示してあるかの問いに対し、はい28校、いいえ25校ということであった。  
さらに、はいと答えた中でマスク着用のみが8校、感染症対策についてが20校。約半数の学校が掲示はしていない結果が出ている。掲示についても各校に委ねられていると理解している。

請願者は「マスクをしましょう」の掲示物を見て間接的な強要と捉えられるとおっしゃっていたが、個人的には強要と捉えるかは疑問がある。あえて撤去するまでには至らないのではないかと思う。

表現の仕方について、「マスクをしましょう」が不適切ということであれば「こういったときには協力してください」と変えることで掲示することは良いのではないかと思う。

竹田委員

掲示物の調査結果を踏まえて、まずポスターだが、マスクに関連した表記の方法はおそらく千差万別であり、「ぜひマスクをしましょう」ということなのか、「感染予防対策の一つとしてマスクがあります」の表記なのか、色々温度差があると思われる。

その中で今までの請願でもあったが、「マスクをしない人への差別は駄目」、「マスク着用については任意」という学校の先生からの話と矛盾するような内容のポスターがもし貼られているとするならば、児童生徒がそれを見て困惑してしまうので、そういったポスターの撤去というのはしていくべきだろうと思う。

しかし、「マスクをしましょう」といったニュアンスのマスクを奨励するようなポスターを全部一律に撤去するというのは少々行き過ぎであると思っている。個別に検討した上で、その学校において検

討した上で、児童生徒への指導内容とポスターの内容が矛盾しているかどうかといったところをチェックし、対処していく問題であると思う。

向委員

掲示物の見直しをしていくべきではないかと思う。

コロナが始まった当初に張り出した掲示物も未だにあると思う。そういったもので今の厚労省の方針、愛知県の方針、春日井市の方針とずれるものがあれば撤去し、現行の方針に適合するものであればある程度続けていくべきであると思う。一度見直しは必要だと思う。

請願が「全面撤去」という趣旨なのでなかなか難しいが見直しは絶対必要だと思う。

大野委員

現在、学校現場では様々な事情でつけられない子どもたちに対しマスクは強要、強制していないということを伺っている。

子どもたちが請願に記載のあるとおりの間接的な強要と捉えていて、辛い思いをしているのであれば、それは胸が痛む思いである。そういったことが起こった場合は学校に伝えていただき、子どもたちの中でそういったことがあると先生が気づいていないこともあるので、子どもがこういった目に会っていることを伝えていただき、まだ子どもたちに注意が浸透していないのであれば、そこを改善しないといけないと思っている。

マスク着用喚起掲示物の撤去について、マスクは一定の効用というものもあると思っている。以前から風邪の予防にはマスクをしましょうと喚起する掲示物がある。

インフルエンザも流行っているので、そういった意味でマスクを付けることもあると思う。マスク着用喚起の撤去となるとまた違うことに影響が出るので、感染予防効果があるマスクのことをやはり、掲示していくことは必要であると思っている。

教育長

採決の結果、全員一致で「不採択」に決定。

教育長  
(採決後意見)

ただし、委員の発言のとおり掲示物の見直しは進めていく必要があると判断するため、各学校には指示を出していく。

教育長

(3) 学校給食の黙食の撤廃を求める請願書

請願者

今月始め、「スマイルあいち」という子どもたちの感染症対策に疑問を持ち、集まった有志団体の度重なる働きかけのおかげで、愛知県教育委員会は黙食の緩和を決定した。

愛知県のとある学校では担任から「隣の子と机をくっつけて小さな声なら話していいよ」と言われ子どもたちが「イエーイ」と喜び、違う学校では、「みんなの顔が見えるように、机の並び方を変えます」と担任が話した途端に、クラス中大歓声が上がったそうだ。しかし、一方で他の学校では、緩和されていないという声も多く聞く。

小野小学校の教員に話を聞くと、もともと給食中に話してもそこまで厳しく注意はしていなかった。まだ一年生なので「食べることに集中しようね」と言っている。他の学年は黙食の習慣、癖がついているから黙って食べている。

そもそも学校や先生によって対応がまちまちであり、児童生徒にも伝わっていない実状も多々存在する。今一度、教育機関にこのような事例を通達し対応を統一化するようお願いする。

また、子どもたちの黙食に関し誰もが思っていることと思うが、大人は良く、子どもは制限ありという不可解な黙食のルール。現場は混乱し食事の時間がストレスになっている。

宮崎県教育委員会、福岡市教育委員会は、子どもたちの心身の発達、健康への影響を考慮し、黙食を撤廃している。

「子がかすがい、子育ては春日井」をうたっている春日井市が、教育委員会が、子どものことを一番に考えず保身に回り緩和や撤廃に向けて動かないというのは、市民として大変残念なことである。今一度、黙食の撤廃についても協議していただけるようお願いする。

私たちが、この4つの請願書を出すにあたって前提としている事柄を少し話すが、まず、感染の一番の原因と考えられていた飛沫を防ぐという目的で今までマスクや黙食が行われていたが、今年3月28日に、国立感染症研究所がエアロゾル感染を発表し、マスクも黙食もほとんど意味を成していなかったということ。厚生労働省が発表している通り、無症状感染の確率が極めて低いこと。武漢の論文では、無症状感染が0%だったことなどが挙げられる。

そして、子どもはいろんな菌に触れて免疫をつけ強くなっていくが、黙食やマスク、ソーシャルディスタンスによって免疫を獲得する機会が減り、潜在的な免疫力が落ちていることも懸念している。手足口病は去年の 10 倍であり、日本小児感染症学会理事長の森内教授も、「ここ数年の感染症対策で子どもたちの免疫がついていない」とコメントしている。

マスクが苦しく口呼吸となり、乾燥して唾液が減るだけでも虫歯、歯周病が増え、口が開いて唇からの圧がなくなるだけでも歯並びが悪くなり、乾燥で唾液中に含まれる I g A 抗体が減ることでウイルスや病原体と戦う力が弱くなり、免疫が低下することもある。

表情筋の衰えによるアデノイド顔貌という顔貌の変化も成長期の子どもは特に見られやすい。

他にも話しきれないほどあるが、子どもの心身の成長発育に深刻な影響をもたらすことは明らかである。

小中学生の不登校児は、今年過去最多を記録、20 万人を超えたのは初めてだそう。

保身的な国の指示を待っていても何も変わらない。市町村で決断していかないと、子どもたちを守ることはできないところまできている。春日井市の子どもの健康と笑顔を守るために、力を貸していただけないか。

そして、この採択が他の県や市町村に広がり、たくさんの子どもの笑顔が増えることを切に願っている。

浅井委員

11月 4 日付けの春日井市教育委員会から保護者の皆様へという文書『『教育活動の実施等に関するガイドライン』の改訂について（お知らせ）』で、学校給食について「座席は向かい合わせにならないように配置します。」「座席の配置については、教室のスペースや人数等、状況に合わせて工夫をします。」「食事中は大声での会話は控えるよう指導します。」とある。この段階で黙食ということは既に言うておらず、大声での会話は控えるようにということなので、どこを指して大声かはあるが、小声で話しながらの会食は良いと通知が出ている。

そのように学校でも指導をしていると思うので、請願にある撤廃を求めるということになると、「黙食」なので小声であればいいのか、定義について分からない。

今はそういう状況になっている。しかし、向かい合わせの座席にな

向委員

っていないなどの制約はあるが、今の段階では良いのではないかと思う。

請願を出した日付が10月26日で、愛知県教育委員会の緩和を受けてだが、春日井市でも黙食の緩和ということの通知を11月4日に出しているため、これが黙食の撤廃に当たるのであれば、既に黙食は中止したのではないかと思う。

請願が黙食の指導を中止するという理解であれば、もうその時期になっているのではないかと思う。

対面については、愛知県も認めていないので、この請願が対面にすることも要求することであるとすると、それについては少し難しい。

竹田委員

請願の内容が現状の黙食の緩和、例えば、一列同じ方向を向いて座って無言で食べなさいというのが「黙食」であり、それを撤廃することであるなら私は賛成である。

それをコロナ前のように、机を向かい合わせにつけて、わいわい話しながら給食をとるようなところまで戻すということに関しては、慎重に考えた方が良い。

向委員

愛知県のガイドラインも「座席は向かい合わせにならないように配置する。」となっている。

黙って食べなさいというのが「黙食」と定義するならばそれは撤廃しているが、対面で会話しながら給食となると難しいのではないか。

請願を1行目から読んでいくと「給食時に児童生徒が一方向を見て黙って食べる黙食」と書かれてあるため、黙食というのは一方向を見て黙って食べるということと解すと、愛知県、春日井市が緩和してきたところにおいても、まだ道半ばであると理解する。

請願書の趣旨についてはまだ半分しか賛成できない。

大野委員

10月26日に請願書を出された後に愛知県や春日井市教育委員会からガイドラインが出されており、そこでは大声の会話を控えるようになっている。小声では話して良いと捉えられるため、現在は黙食になっていない。本請願は該当しないと解する。

教育長

黙食の撤廃の定義について、「黙食をすべて撤廃する」イコール「コ

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>ロナ以前の給食」と捉えるのか、緩和ではなく撤廃なのでどうすべきか。</p> <p>10ページに「黙食の緩和、撤廃を求めます。」となっているため、緩和という点は、現在愛知県が発出しているようなものが緩和と解す。いわゆるコロナ以前の給食の様子が撤廃とするならば、撤廃にはなっていないのが現状である。それについて撤廃すべきかどうかということになる。</p>                                                                                                                                                                                      |
| 竹田委員 | <p>コロナ前の状態に戻すことが撤廃ということで良いか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 教育長  | <p>そのように捉えるべきと考える。黙食の緩和撤廃を求めているため、緩和についてはされていると解すと、撤廃はコロナ前の状態と解すことが出来る。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 向委員  | <p>10ページに末松文科大臣の答弁が載せてあり、これを見ると「飛沫を飛ばさないよう、例えば机を向かい合わせにしない。大声での会話を控えるなどの対応が必要であること」「はっきり申し上げて黙食であるべしということは書いていない」とある。机を向かい合わせにしなくても大声での会話を控え、少し会話するくらいのことは黙食とは言わない。</p> <p>机を向かい合わせにしなくても黙食とは言わないのではないか。おそらく愛知県教育委員会もこの方針に沿っていると思われるので、これをもって黙食ではないと言えるのであれば、黙食撤廃になるのではないか。</p> <p>あえて請願書には緩和、撤廃と書いてあるので今のガイドラインの状況では緩和にすぎないと理解するならば、現状は撤廃とは言えない。どちらに定義づけして決を採るべきか。</p> |
| 教育長  | <p>請願者はどういった位置づけか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 請願者  | <p>時期がずれたので陳述の内容と変わってしまったが、まず初めに申し上げたいのが黙食の緩和までだったが、現場には届いていない、子どもたちに届いていないということがある。緩和はしたが、現場が変わっていない現状について、再度通知して一律化していただきたい。併せて学校によっても違う状態を変えていただきたい。</p>                                                                                                                                                                                                             |

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | 宮崎県教育委員会等は完全撤廃をしているので、できれば机も向かい合わせにして、中途半端に小さな声ではなく、撤廃にもっていつていただきたい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 竹田委員    | そうすると11月4日より前の黙食の状態を緩和した状況を推奨する、それを徹底していただきたいという趣旨の請願であって、将来的には完全にコロナ以前の状態に戻してもらいたいという趣旨であり、今回の請願については緩和の周知を徹底してほしいということか。                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 教育長     | 今の発言では撤廃ということが含まれると考える。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 向委員     | 請願は完全撤廃だということだと理解する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 教育長     | 採決の結果、全員一致で「不採択」に決定。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 教育長     | (5) 令和4年度全国学力・学習状況調査における春日井市全体の結果について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 学校教育課主幹 | 資料に基づき「令和4年度全国学力・学習状況調査における春日井市全体の結果」について説明。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 大野委員    | <p>意見だが、毎年学習状況評価を見て評価の状況については専門家である先生に委ねることになるが、保護者、地域の人間としては質問紙調査結果について関心が高く、見ていただきたい部分であると思っている。インターネットで調査結果を見ると、棒グラフ等用いられておりとても分かりやすく数値で表示がされている。そういったことがここに何も載っていない。</p> <p>例えば、ゲームやSNS、動画視聴の状況は保護者にとってはとても興味があることだと思われる。子どもたちはどれくらいテレビゲームをやっているのか、ネットや、SNSをどれくらいやっているのかということが数値、棒グラフでとても分かりやすく載っている。全国ではこういった状況であると入れていると、保護者は自分の子どもはどれくらい多いのか少ないのかということが分かりやすいと思う。</p> <p>質問紙調査が多岐に渡り、結果も公表されているものであるから、</p> |

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>今後示していただけると良いのではないかな。</p> <p>I C Tの状況も全国的な調査が載っており、春日井市ではI C Tの活用をすごく力を入れているため、その活用状況も保護者の方に知っていただきたいと思っている。</p> <p>保護者の方は春日井市がどれ位I C Tを活用しているのか御存知なのか。学校訪問に行くと子どもたちの様子がよく分かるが、ジャムボード、キュービナ等各種ツールを使っているということを保護者の方は御存知なのか。</p> <p>この機会を捉えて、保護者への理解を深めていただくこともあっていいのではないかな。子どもが学校で行っていることを知ることで、家庭で話題になるのではないかな。ジャムボードではどういうことをやっているのか等、家庭の中でも会話が生まれ、子どもがそれについて説明していくことで発展していくのではないかなと思っている。</p> <p>質問紙調査には新型コロナウイルス感染症の影響や、コロナを経た経年変化ということも載っていたため、そういった結果も併せて載せていただければと考える。</p> |
| 学校教育課主幹 | <p>学習生活習慣等で保護者の方が気になるようなところに対し、実際に学校ではどう行っているかというところも、より分かりやすい形でお伝えができるように考えていきたい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 教育長     | <p>採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 教育長     | <p>暫時休憩とする。</p> <p>休憩：午後2時58分</p> <p>再開：午後3時30分</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 教育長     | <p>(6) 令和5年度教職員定期人事異動方針について</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 学校教育課主幹 | <p>資料に基づき「令和5年度教職員定期人事異動方針」について説明。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 教育長     | <p>採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

|          |                                                                                                          |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育長      | (7) 春日井市立中学校標準服（ブレザータイプ）製造申請の認定について                                                                      |
| 学校教育課長   | 資料に基づき「春日井市立中学校標準服（ブレザータイプ）製造申請」の認定について説明。<br>※補足 1（認定申請は名古屋菅公学生服株式会社、株式会社和光、有限会社エモト、株式会社トンボ 名古屋支店の 4 者） |
| 教育長、教育委員 | （サンプルを確認）                                                                                                |
| 教育長      | 採決の結果、全員一致で「認定するもの」と決定。                                                                                  |
| 教育長      | (8) 春日井市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則及び春日井市青年の家条例施行規則の一部を改正する規則について                                              |
| 教育総務課長補佐 | 資料に基づき「春日井市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則及び春日井市青年の家条例施行規則の一部を改正する規則」について説明。                                       |
| 教育長      | 採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。                                                                                   |
| 教育長      | (10) 議案に対する意見について                                                                                        |
| 教育総務課長補佐 | 資料に基づき「議案に対する意見」について説明。                                                                                  |
| 教育長      | 採決の結果、全員一致で「意見なし」と決定。                                                                                    |
|          | ○参考資料について                                                                                                |

|        |                                                                                                              |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 浅井委員   | 11ページのスクールサインについて、小学生は4年生からか。                                                                                |
| 学校教育課長 | 5年生以上は全校、それ以外の学年は学校によって異なる。                                                                                  |
| 浅井委員   | 8月は夏休みだったので数的に少ないが、9月は7月並みで対応<br>不要が多いのは気になる。<br>小学生導入について、中学生に限らず導入し始めて良かったと感じ<br>ている、いじめの防止に繋がっていくことを期待する。 |
| 教育長    | 3 議題<br>(9) 教職員等の処分について<br>(11) 教育委員会事務局人事異動について<br>採決のとおり非公開とする。                                            |

上記のとおり、議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、教育長及び指定された会議録署名人が署名する。

令和 4年 12月 14日

教育長 水田 博和

署名人 竹田 卓弘